

# 九都縣市粒子状物質減少装置指定実施要領

## 第1 申請書の添付書面

九都縣市粒子状物質減少装置指定要綱（以下「指定要綱」という。）第3第3項及び第6第2項の規定による申請書に添付する書面（以下「添付書面」という。）は、様式1を添えて提出するものとする。

## 第2 添付書面の記載要領等

添付書面の種類、記載する内容、指定要綱第3第2項（1）及び（2）に規定する別に定める方法等は次に掲げるとおりとする。

### 1 仕様及び構造を示す書面

#### （1）仕様書

様式2に必要な事項を記載し、その他説明に必要な資料を添付すること。

#### （2）概要説明書

ア 粒子状物質減少装置及び粒子状物質減少装置の型式（以下「減少装置」という。）の原理を説明する資料

イ 減少装置の構造及び性能を記載した資料

ウ 減少装置の外観図並びに外形寸法を記載した三面図及び内部構造図

エ 減少装置のカテゴリー、装着対象となる自動車の型式、年式等についての一覧表

オ その他説明に必要な資料

### 2 排出ガス試験結果書

（1）様式3に必要な事項を記載し、試験データその他説明に必要な資料を添付すること。

（2）排出ガス試験について公的機関の試験結果を証明する書面がない場合は、試験装置及び排出ガス分析計等排出ガス測定機器の仕様等に関する資料を提出すること。

（3）指定要綱別表第1の粒子状物質減少率を算出するための排出ガス試験は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 試験の用に供する自動車又はエンジンは、次に掲げる条件を満たしていること。

（ア） 指定要綱別表第1の自動車の区分に該当するものであること。

（イ） 法令に基づく点検整備が行われていること。

（ウ） 排出ガスに影響を与える改造又は変更が行われていないこと。

イ 一の自動車又はエンジンに減少装置を装着する前及び装着した後で

試験が行われており、かつ、当該試験が連続して行われていること。

ウ 排出ガスの測定は、国土交通省の定めるTRIASに準じて行い、次に掲げる試験モードのうち適切と認められる方法で、試験の前後において同一のものにより行われていること。

(ア) ディーゼル13モード

(イ) JEO5モード

(ウ) 東京都実走行パターンNo. 2及びNo. 5

(エ) 10・15モード

(オ) 前記のほか減少装置の使用条件から適切と認められる試験モード

エ 粒子状物質のほか、一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量が測定されていること。

オ 試験の用に供する燃料は、日本工業規格K2204に定める1号又は2号の軽油で、硫黄分10ppm以下のものであること。

カ 試験の用に供する燃料についての性状表を提出すること。

キ 排出ガス試験の状況及び排出ガス試験を行った減少装置を特定する銘板等が確認できる写真が添付されていること。

(4) 粒子状物質、一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物（以下「粒子状物質等」という。）の減少率は、別表の方法により算出すること。

### 3 強度の検討結果書

減少装置の<sup>きょう</sup>筐体、取付部、構成部品等の強度についての説明資料を添付すること。

### 4 信頼・耐久性試験結果書

(1) 様式4に必要な事項を記載し、試験データその他説明に必要な資料を添付すること。

(2) 減少装置の信頼・耐久性に係る試験として、指定要綱第2(1)に規定する減少装置にあつてはアに、指定要綱第2(2)に規定する減少装置にあつてはア又はイに掲げる事項を実施した後、当該減少装置を装着した自動車又はエンジンのうち1台以上について排出ガス試験が実施されていること。

ア 2台以上の自動車に減少装置を装着し、それぞれ2か月を超える期間及び1万km以上のフィールド走行

イ 自動車又はエンジンに減少装置を装着し、シャシダイナモメータ又はエンジンダイナモメータを使用して1万km以上のフィールド走行に相当する運転

- (3) (2) の試験期間中に減少装置の溶損、破損等が生じていないこと。
- (4) (2) の排出ガス試験の結果、別表に定める方法により算出した減少装置の粒子状物質減少率が当該減少装置に適用される指定要綱別表第1の粒子状物質減少率を満たしていること。
- (5) 第2項(1)から(4)までの規定は、(2)の排出ガス試験について準用する。
- (6) 指定要綱第2(1)に規定する減少装置については、(2)アに掲げる事項の実施期間中の排出ガス温度及び排気圧力の状況を整理した資料を提出すること。
- (7) (2)ア又はイに掲げる事項の実施状況を確認できる写真を添付すること。

#### 5 安全性の確保に関する書面

熱害に関して、当該減少装置及びその周辺部位の温度測定結果を提出すること。ただし、指定要綱別表第2に掲げるいずれかの措置を講じているものは、その措置の概要について説明資料があれば、この限りでない。

#### 6 販売等におけるサービス体制に関する書面

減少装置の販売等に関する次に掲げる事項について、必要な資料を添付すること。

- (1) 販売、装着及び整備体制
- (2) 取付要領及び取付工数
- (3) 整備要領及び整備工数
- (4) 部品構成及び部品供給体制
- (5) 交換部品等に関する情報

#### 7 製品保証に関する書面

減少装置の製品保証に関する次に掲げる事項について、必要な資料を添付すること。

- (1) 保証書
- (2) 取扱説明書
- (3) 生産工程管理書（主要部品についてはその製造元を記載のこと。）

#### 8 減少装置の変更に関する書面

減少装置を変更しようとする場合は、第1項から前項までの書面及び資料のうち、当該変更に係る書類を提出すること。

## 別表 粒子状物質等の減少率

$$\text{粒子状物質等の減少率 (\%)} = \frac{A - B}{A} \times 100$$

この式においては、粒子状物質等の減少率、A及びBは次の値を示すものとする。

粒子状物質等の減少率：減少装置を自動車に装着することによる当該自動車の粒子状物質等の排出量の減少率（%）

A：減少装置非装着状態の粒子状物質等の排出量（（g/km）又は（g/kWh））

B：減少装置装着状態の粒子状物質等の排出量（（g/km）又は（g/kWh））

備考 粒子状物質の減少率を算出する際にはA及びBに粒子状物質の排出量を使用し一酸化炭素の減少率を算出する際にはA及びBに一酸化炭素の排出量を使用し、炭化水素の減少率を算出する際にはA及びBに炭化水素の排出量を使用し、窒素酸化物の減少率を算出する際にはA及びBに窒素酸化物の排出量を使用し、単位は同一のものとする。

附 則 （平成22年3月26日）

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成17年7月10日以前に実施された排出ガス試験及び信頼・耐久性試験については、第2第2項（3）イ、オ及びキ（第2第4項（5）において準用する場合を含む。）並びに第2第4項（6）及び（7）の規定は、適用しない。
- 3 八都県市粒子状物質減少装置指定実施要領は、廃止する。